

## 令和元年 第3回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和元年第3回東彼杵町議会臨時会は、令和元年5月28日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	浦 富男 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	立山 裕次 君
9番	橋村 孝彦 君	10番	森 敏則 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	( 不 在 )	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	会 計 管 理 者	森 隆志 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記 辻	由美子 君
--------	---------	-------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1 仮議席の指定  
日程第2 選挙第1号 議長の選挙  
(第1号の追加1)  
日程第1 選挙第2号 副議長の選挙  
日程第2 議席の指定  
日程第3 会議録署名議員の指名  
日程第4 会期の決定  
日程第5 常任委員の選任  
日程第6 議長の常任委員辞任  
日程第7 議会運営委員の選任  
日程第8 選挙第3号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙  
日程第9 選挙第4号 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙  
日程第10 所信表明

- 日程第 11 議案第 33 号 東彼杵町監査委員の選任について
- 日程第 12 報告第 1 号 専決処分に関する報告について  
(東彼杵町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 13 報告第 2 号 専決処分に関する報告について  
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 14 報告第 3 号 専決処分に関する報告について  
(東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第 15 報告第 4 号 専決処分に関する報告について  
(平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 11 号))
- 日程第 16 報告第 5 号 専決処分に関する報告について  
(平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号))
- 日程第 17 報告第 6 号 専決処分に関する報告について  
(平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号))
- 日程第 18 報告第 7 号 専決処分に関する報告について  
(平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 19 報告第 8 号 専決処分に関する報告について  
(平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 4 号))
- 日程第 20 報告第 9 号 専決処分に関する報告について  
(平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 3 号))
- 日程第 21 報告第 10 号 専決処分に関する報告について  
(平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 4 号))
- 日程第 22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 6 閉会

## 開 会（午前9時28分）

### ○事務局長（有川寿史君）

おはようございます。事務局長の有川です。本臨時会は一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ここで、年長の後城一雄議員をご紹介します。後城議員、議長席の方へお願いいたします。

### ○臨時議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいま紹介されました後城一雄でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

### ○臨時議長（後城一雄君）

ただいまから令和元年第3回東彼杵町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。初議会でありますので、ここで町長のご挨拶と執行部の職員の紹介をお願いしたいと思います。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。本日は第3回の臨時会ということで、お集まりいただきましてありがとうございました。先の統一地方選挙におきまして、当選の榮譽を得られました皆様方に心から敬意を表します。私も3期12年間町議会議員として皆様に大変お世話になりました。今後は、議会の立場も充分私は理解しておりますので、車の両輪のごとく携えて町政発展のためにお力添えを賜ればありがたく存じます。今後は、皆様方のご健勝とご多幸、ますますの町の発展を祈念して頑張りたいと思います。私共々一緒に頑張りますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、続いて総務課長に職員の紹介をさせていただきます。今後とも皆さんと一緒に執行部でございますので、本当に東彼杵町も、今、後ろを振り返る時間はございません。未来に向かって本当に力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

### ○臨時議長（後城一雄君）

どうもありがとうございました。

町長に代わり総務課長。

### ○総務課長（松山昭君）

町長を除く職員を紹介させていただきます。私、総務課長の松山です。隣が山下税財政課長です。後ろにいきまして、岡田まちづくり課長です。楠本建設課長です。高月農林水産課長です。議長席向こう側にいきまして、加瀬川教育長です。岡木教育次長です。森会計管理者です。後ろにいきまして、構健康ほけん課長です。工藤町民課長です。氏福水道課長です。以上で紹介を終わります。

### ○臨時議長（後城一雄君）

どうもありがとうございました。

ここで、議会人事を行いますので、執行部の方の退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 9 時 33 分）

再 開（午前 9 時 34 分）

## 日程第 1 仮議席の指定

### ○臨時議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

ここで、議長志願者の所信表明を行いますので、暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 34 分）

再 開（午前 9 時 46 分）

## 日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙

### ○臨時議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、選挙第 1 号議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

### ○臨時議長（後城一雄君）

ただいまの出席議員数は 11 人です。次に立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に大石俊郎君及び橋村孝彦君を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

### ○臨時議長（後城一雄君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○臨時議長（後城一雄君）

配布漏れはなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

### ○臨時議長（後城一雄君）

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

### ○事務局長（有川寿史君）

それでは、ただいまから読み上げます。2 番、大石俊郎議員。3 番、橋村孝彦議員。4 番、吉永秀俊議員。5 番、尾上庄次郎議員。6 番、浪瀬真吾議員。7 番、森敏則議員。8 番、口木俊二議員。9 番、浦富男議員。10 番、立山裕次議員。11 番、林田二三議員。1 番、後城一雄議員。

### ○臨時議長（後城一雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（後城一雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。大石俊郎君及び橋村孝彦君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（後城一雄君）

選挙の結果を報告いたします。投票総数 11 票、有効投票 11 票。有効投票のうち、吉永秀俊君 6 票、浪瀬真吾君 5 票。以上のおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、吉永秀俊君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

（議場開放）

○臨時議長（後城一雄君）

ただいま、議長に当選された吉永秀俊君が議長におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。当選人の発言を求めます。吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

このたび、おかげさまで議長に選んでいただきました。先ほど登壇で申しましたように中立性、公平性そういったものを保ちながら、皆さんの意見をいろいろ聞きながら議会運営をやっていきたいというふうに思っております。これも皆さんのご協力がないとできませんので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。また、これから副議長さんがどなたになるかわかりませんが、いろいろな委員長さんも決まると思ひますけど、それぞれの方の協力を得てスムーズな議会運営をやりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○臨時議長（後城一雄君）

これをもって、臨時議長の職務を全部終了しました。ご協力ありがとうございました。吉永議長、議長席にお着き願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、ここで、事務局との打ち合わせのため、暫時休憩します。約 10 分ほど、再開を 10 時 10 分としたいと思います。よろしくお願ひします。

暫時休憩（午前 9 時 58 分）

再 開（午前 10 時 08 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ここで、追加議事日程第 1 号の追加 1 を日程に追加することにしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第 1 号の追加 1 を日程に追加することに決定し

ました。ここで、副議長志願者の所信表明を行いますので、暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 8 分）

再 開（午前 10 時 19 分）

### 日程第 1 選挙第 2 号 副議長の選挙

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1、選挙第 2 号副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（吉永秀俊君）

ただいまの出席議員数は 11 名です。次に立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に尾上庄次郎君、浪瀬真吾君を指名いたします。

○議長（吉永秀俊君）

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

（投票用紙配布）

○議長（吉永秀俊君）

投票用紙の配布洩れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

配布洩れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（吉永秀俊君）

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（有川寿史君）

それでは、ただいまから読み上げます。1 番、後城一雄議員。2 番、大石俊郎議員。3 番、橋村孝彦議員。5 番、尾上庄次郎議員。6 番、浪瀬真吾議員。7 番、森敏則議員。8 番、口木俊二議員。9 番、浦富男議員。10 番、立山裕次議員。11 番、林田二三議員。4 番、吉永秀俊議員。

○議長（吉永秀俊君）

投票洩れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

投票洩れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。尾上庄次郎君及び浪瀬真吾君に開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（吉永秀俊君）

選挙の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち橋村孝彦君 5 票、森敏則君 5 票、浪瀬真吾君 1 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。森敏則君と橋村孝彦君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

これからくじを引いていただきます。なお、くじは 2 回引きます。1 回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。2 回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは、くじ棒で行います。まず、くじを引く順番を決めるくじを行います。くじは、1 と書かれたものと 2 と書かれたものがあります。この書かれた数字がくじを引く順番になります。橋村孝彦君と森敏則君、くじを引いてください。

（くじを引く）

○議長（吉永秀俊君）

くじを引く順番が決定しましたので報告します。まず初めに森敏則君、次に橋村孝彦君。以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。今度は、くじは、3 と書かれたものと 4 と書かれたものがあります。3 と書かれたくじ棒を引いた方が当選人となります。橋村孝彦君、森敏則君、くじを引いてください。

（くじを引く）

○議長（吉永秀俊君）

くじの結果を報告します。くじの結果、森敏則君が当選人と決定しました。したがって、森敏則君が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

（議場開放）

○議長（吉永秀俊君）

ただいま、副議長に当選された森敏則君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選を告知します。

当選人より挨拶をお願いします。森敏則君。

○7 番（森敏則君）

ただいまの選挙におきまして副議長に当選させていただきました。議長のサポート役として議会改革、そして議員定数、しっかりと進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

## 日程第 2 議席の指定

○議長（吉永秀俊君）

日程第 2、議席の指定を行います。会議規則第 3 条の規定によって、議長が定めて良いことになっていますが、申し合わせにより、副議長は 10 番席、議長は 11 番席とし、後はくじによって決定したいと思います。仮議席の順番により、くじを引いていただきます。くじ引きのため暫時休憩します。

（仮議席順にくじ引き）

暫時休憩（午前 10 時 31 分）

再 開（午前 10 時 32 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。議席を事務局長に報告させます。

○事務局長（有川寿史君）

報告いたします。後城一雄議員 7 番、大石俊郎議員 5 番、橋村孝彦議員 9 番、吉永秀俊議員 11 番尾上庄次郎議員 6 番、浪瀬真吾議員 4 番、森敏則議員 10 番、口木俊二議員 3 番、浦富男議員 2 番、立山裕次議員 8 番、林田二三議員 1 番です。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

議席の指定は、ただいま事務局長が読み上げましたとおり指定いたします。

それでは、議席の移動をお願いしますが、ここで、各常任委員の調整をした後、全員協議会を開くため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 34 分）

再 開（午前 10 時 54 分）

### 日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、1 番林田二三君、2 番浦富男君を指名します。

### 日程第 4 会期の決定

○議長（吉永秀俊君）

日程第 4、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

### 日程第 5 常任委員の選任

○議長（吉永秀俊君）

日程第 5、常任委員の選任を行います。



お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名するとなっております。常任委員を次のとおり指名したいと思います。

総務厚生常任委員に、大石俊郎君、橋村孝彦君、吉永秀俊君、尾上庄次郎君、浪瀬真吾君、浦富男君。

産業建設文教常任委員に、後城一雄君、森敏則君、口木俊二君、立山裕次君、林田二三君。

以上のとおりに、それぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（吉永秀俊君）**

異議なしと認めます。したがって、総務厚生常任委員と産業建設文教常任委員はただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。この後、休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定によって、各常任委員会を開いていただき、委員長、副委員長を互選していただきます。なお、決定の上は、委員長よりお知らせ願います。暫時休憩します。

**暫時休憩（午前10時56分）**

**再 開（午前11時17分）**

**○議長（吉永秀俊君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員長、副委員長の決定の通知を受けましたのでご報告します。

総務厚生常任委員長、浪瀬真吾君、副委員長、浦富男君。産業建設文教常任委員長、口木俊二君、副委員長、林田二三君、以上のとおりです。

次に、議会広報編集常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。議会広報編集常任委員を指名します。尾上庄次郎君、浦富男君、林田二三君、森敏則君、浪瀬真吾君、立山裕次君、以上6名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（吉永秀俊君）**

異議なしと認めます。したがって、議会広報編集常任委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

この後、休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定によって、委員会を開いていただき、委員長、副委員長を互選していただきます。なお、決定の上は委員長よりお知らせ願います。暫時休憩します。

**暫時休憩（午前11時18分）**

**再 開（午前11時31分）**

**○議長（吉永秀俊君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会広報編集常任委員長、副委員長の決定の通知を受けましたので報告します。

議会広報編集常任委員長、林田二三君、副委員長、浦富男君、以上のとおりです。

ここで日程外の学校給食センター運営委員の選任を行いたいと思います。学校給食センター運営委員は、申し合わせ事項により、産業建設文教常任委員会から1名となっており、産業建設文教常任委員会から推薦が上がっております。したがって、学校給食センター運営委員に林田二三君を選任したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって林田二三君を学校給食センター運営委員に選任することに決定しました。

ここで除斥のため、副議長と交替いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 32 分）

再 開（午前 11 時 33 分）

### 日程第 6 議長の常任委員辞任

#### ○副議長（森敏則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6、議長の常任委員辞任を議題とします。地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので、議長の退場を求めます。

（議長退場）

#### ○副議長（森敏則君）

議長は議会の代表権が与えられて、さらに各委員会に出席して発言できる等、議会全体を統理しなければならない立場にあります。このような理由により、総務厚生常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○副議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、吉永議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。議長の入場を許し、議長と交替のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 35 分）

再 開（午前 11 時 36 分）

### 日程第 7 議会運営委員の選任

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において指名します。

林田二三君、口木俊二君、浪瀬真吾君、大石俊郎君、立山裕次君、森敏則君、以上6人を議会運営委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

この後、休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定によって、委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時37分）

再開（午前11時42分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員長、副委員長の決定通知を受けましたので報告します。議会運営委員長、大石俊郎君、副委員長、立山裕次君、以上のとおりです。

日程第8 選挙第3号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙

○議長（吉永秀俊君）

日程第8、選挙第3号東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を行います。保健福祉組合議会議員については、組合規約第5条第2項の規定により、議長及び議員の内から選挙された者をもって充てるということになっています。したがって、議長を除き3名の議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東彼地区保健福祉組合議会議員に議長のほか、森敏則君、浪瀬真吾君、口木俊二君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を東彼地区保健福祉組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、議長のほか、森敏則君、浪瀬真吾君、口木俊二君が東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、森敏則君、浪瀬真吾君、口木俊二君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

### 日程第9 選挙第4号 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

#### ○議長（吉永秀俊君）

日程第9、選挙第4号長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。定数は1名です。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に吉永秀俊君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました吉永秀俊君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました吉永秀俊君が当選しました。

これから議会運営委員会及び全員協議会を開催し、その後理事者入場まで、暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時46分）

再開（午後1時12分）

### 日程第10 所信表明

## ○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 10、所信表明。ここで、去る 4 月 21 日に執行されました東彼杵町長選挙において当選を果たされました岡田町長に所信表明をお願いいたします。町長。

## ○町長（岡田伊一郎君）

所信表明の前に、吉永議長さん、森副議長さん誠におめでとうございます。今後ともどうぞよろしく、ご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

それでは、所信表明を行います。はじめに、私は 4 月に執行されました町長選挙におきまして、町民皆様方の温かいご支援をいただき町政の重責を担わせていただくことになりました。深く感謝申し上げますとともに、誰もが住み慣れた場所で、いつまでも安心して暮らせる町にするために、今住み続けておられる方も、新しく住んでいただける方も大切にできる町へ全力で取り組みます。

担い手となる若い世代が減り、高齢者が増え続ける現代、人が少なくなる中での社会のあり方、東彼杵町で育つ子ども達、就職を考える若者、子育て真っ最中の親、みんなが安心して暮らしていくために、地域の支えあい、助け合いが今後ますます必要になってきます。

財政が厳しい財政状況が続く中で、今を生きる人達に対して必要な事業を先行するため、事業の見直しを行いながら、議会や町民皆様方のご意見を十分に精査して、予算は選択と集中で執行させていただきたいと思っています。

元号も平成から令和へと新しい時代に入り、町民皆様とともに新しい東彼杵町を築くため、未来に向けて次のような政策を進めていきたいと考えます。

本日は町政運営を担うに当たっての所信を表明させていただき、議員並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

2、基本方針であります。まず、事務の責任者として副町長を選任し、職場環境と働き方について再検討を行います。役場には、大量で定期的な作業が数多くあり、職員は日々多くの労働時間を費やしており、業務の改善についても、何が忙しくて何を改善したらいいのかも、打ち合わせの時間さえ取れない状況の中に、トップダウンで仕事を増やしていいのか検証しなければなりません。職員自ら新しい発想を持ち、自己研鑽できる時間も必要であり、他市町村間との競争は職員間の競争でもあります。業務の質の向上は行政サービスの向上につながるものと思います。

また、副町長を置くことでスムーズな決裁により、スピード感をもって仕事に取り組み、民間の力をお借りできるところは積極的に推進し、まちづくりを進めていきたいと思います。

本町は、これまで行財政改革を進めてきましたが、平成 29 年度決算における経常収支比率は 87.1%となり、硬直化傾向にあり、令和元年度も交付税の伸びも期待できる環境下ではなく、実質公債費比率や将来負担比率が増となっていきます。

人口減少に歯止めがかからない中、空き家、空き地、所有者不明の土地への対策も急務となってきます。このような状況において支出の削減も限度があるなら、固定資産税や住民税などによる収入増の対策も必要となってきます。町外からの移住・定住と併せて町内からの人口流出を緩やかにする対策も必要です。

退職年齢の引き上げに伴い、高齢者の方も働ける年齢が上がってきていますので、働ける場所の確保により、生きがいと健康長寿の維持に貢献できる政策に取り組むことも重要になってきますが、

核家族化が進む現在、子育て世代と共生できる環境の確保も重要となってきます。

3、政策方針であります。まず、子育て支援対策であります。子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために保健師等を配置して、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行うものであり、役割として妊産婦及び乳幼児等の実情把握、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行い、支援プランの策定、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うため相談窓口を開設したいと考えています。

次に、福祉保健対策であります。地域包括ケアシステムの早期実現に向けて、介護・医療・生活支援・介護予防を充実させるため、医療・介護関係者等の多職種が連携した提供体制を早期に構築していく必要があります。切れ目のない医療と介護サービスの提供体制についても、共通認識を持ち、体制構築に向けて協議、推進していかねばなりません。

重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域でも自分らしい暮らしを続けることができるような施策に取り組み、併せて認知症対策も更に充実させていきたいと考えています。

地域の課題について、ひとつひとつ対応策の検討を行い、実行していかねばなりません。

次に、人口維持対策であります。県地域づくり推進課によると、県と 21 市町が運営する「ながさき移住サポートセンター」を開設した 16 年度以降、移住者が急増したと報道されました。

本町も平成 23 年度から持家奨励金や空き家活用促進奨励金により人口増となりましたが、町全体の人口は減少しつつあります。

国全体が減少傾向にある中、人口増に向けての地域間競争はますます激しくなってくると考えられますが、新たなまちの宅地開発や育児・教育にかかる経済的負担の緩和や就業準備資金貸付・起業家支援事業などを推進し、その対策に取り組みます。

また、交通の利便性を活かし、就業地を長崎市、佐世保市、佐賀市までと捉え町内に居住していただく方に高速道路使用料金やガソリン代の助成について検討をいたします。

次に、高齢者対策であります。交通事故防止を図り、自動車運転免許証の自主返納を促進するためや独居老人で買い物等不便者の方など、交通弱者対策等のため、75 歳以上の方へタクシー利用券の発行を実施したいと考えております。

また、屋外での活動を促進するため、運動施設の環境整備を行い、健康長寿命日本一を目指し、併せて医療費の削減にもつながることを目指していきたいと思っております。

次に、企業誘致対策であります。交通の利便性と自然災害に対する強靭さを PR した民間力を活用した工業団地の造成や既存施設の敷地に企業や研究施設の誘致について取り組むとともに、女性の就業の場を少しでも確保し、若い世代の活躍する町を目指します。

次に、農林水産業の振興策であります。全国茶品評会や日本茶 AWARD での連続日本一で、そのぎ茶の知名度はアップしたものの、均一的な茶価格の上昇にはつながっていない。今後は販路拡大や海外輸出も視野に取り組む必要があります。

いちご、アスパラガス、みかん、肥育牛、繁殖牛などについても JA と連携して有効な施策を検討しなければなりません。

水産業については、漁業環境の改善と担い手の確保が喫緊の課題であり、地域おこし協力隊で募集いたしましたが応募がなかった。今後は漁協と協力し、人材確保に努めなければなりません。

また、健康食品会社との連携による、茶・緑黄色野菜・ごぼう・しいたけ等食品の新たな開発や農業後継者や労働力不足の解消のため、福祉部門との連携を模索し、多忙な時期に雇用していただけないか協議を進めます。

次に、生活環境対策であります。老朽・危険空き家の対策を講じ、町有地として転入対策の促進を図るとともに、合併浄化槽の促進を図るため、上乘せ補助事業を継続することで、河川や海の更なる水質向上を目指します。

次に、商工観光の振興策であります。重点道の駅の認定を受け、町の中心的シンボルとしての形成を図り、町内外の集客のために、ふるさと交流センターを情報発信コーナーと併設し活動できないか検討する必要があります。

また、町補助金に依存している現状を打破し、独立採算での運営を図るため、ふるさと交流センターでふるさと納税業務を行い、利益を上げることができないかと考えています。

また、町内商工業の振興を図るため、交流人口と関係人口の増加に努め、後継者や労働力確保について、行政としての役割を研究しなければなりませんし、町独自の商品券の発行が可能な範囲を検討していきます。

更に、道の駅の中に原子力防災の補助金を活用し、温浴施設ができないか検討します。

次に、教育・文化・スポーツの振興であります。東彼杵中学校の位置は、教育委員会からの提言どおり統合から5年間を目途に、地域の方の意見をお聞きして決定していきます。

旧千綿中学校跡地利用についても、地域住民の方の意見を十分にお聞きし決定していく方針であります。

運動施設の環境整備と利活用の推進を図り、交通の利便性を活かした県大会等の誘致を促進したいと思います。

また、子ども達の未来を切り拓き、生きる力を育む教育の充実のために、佐世保市のアメリカの子ども達との交流を積極的に推進し、国際感覚の醸成とさまざまな領域において専門性の高い知識に対応できるよう、個々の特性を最大限に発揮できるような教育も必要であり、推進していきたいと思います。

芸術文化活動の振興と文化財の保存と伝承については、坂本浮立や千綿人形浄瑠璃をはじめ、伝統ある地域の祭りなどにも、可能な限り助成を実施したいと考えております。

むすびであります。町人口も8,000人を切った今、過去にこだわることなく、未来に向かって施策を推進していくことに、職員とともに全力で取り組みたいと思います。

町民皆様をはじめ、議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げ、所信表明といたします。

## 日程第11 議案第33号 東彼杵町監査委員の選任について

### ○議長（吉永秀俊君）

以上で、町長の所信表明を終わります。

日程第11、議案第33号東彼杵町監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、立山裕次君の退場を求めます。

(退場)

○議長（吉永秀俊君）

次に、事務局長に議案を朗読させます。

○事務局長（有川寿史君）

(局長朗読)

○議長（吉永秀俊君）

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 33 号についてご説明いたします。前回の任期のときにも提案をされておりましたが、選任に至っておりませんでした。これは、自治法でもございますので、法に基づいた選任を是非お願いいたしたく、議会の方からも推薦をいただきましたので、町といたしましても、立山議員を監査委員としてお願いするわけでございます。どうぞよろしくご説明いたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 33 号東彼杵町監査委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

立山裕次君の入場を許可します。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 1 時 27 分）

再 開（午後 1 時 28 分）



(監査委員入場)

○議長 (吉永秀俊君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

立山裕次君にお知らせいたします。先ほどの東彼杵町監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第 12 報告第 1 号 専決処分に関する報告について  
(東彼杵町税条例等の一部を改正する条例)

日程第 13 報告第 2 号 専決処分に関する報告について  
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 14 報告第 3 号 専決処分に関する報告について  
(東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例)

○議長 (吉永秀俊君)

日程第 12、報告第 1 号専決処分に関する報告について(東彼杵町税条例等の一部を改正する条例)、日程第 13、報告第 2 号専決処分に関する報告について(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、日程第 14、報告第 3 号専決処分に関する報告について(東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例)、以上 3 件を一括議題とします。本件についてそれぞれ説明を求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

報告第 1 号専決処分に関する報告であります。東彼杵町税条例等の一部を改正する条例。次に、東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。税条例につきましては、税財政課長に詳細について説明をさせます。次に、東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康ほけん課長に詳細は説明させます。税財政課長。

○議長 (吉永秀俊君)

それでは、町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

町長に代わり、報告第 1 号東彼杵町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年 3 月 29 日に公布され、4 月 1 日に施行されることに伴い、東彼杵町税条例についても改正を行い、3 月 31 日付で地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したものになります。また、今回の改正は 5 条だてになっており、1 条から 3 条までは施行日に分けた東彼杵町税条例の改正、4 条と 5 条はそれぞれ平成 28 年と平成 30 年の改正条例を改正するものになります。配布しております資料、東彼杵町税条例の改正概要をご覧ください。こちらの表につきましては、いちばん左は条項ですね、東彼杵町税条例の条番号に対応しております。新旧ページは、新旧対照表のページに対応しております。それから、対応する地方税法等は、この条例に関する地方税法の根拠の条文になります。それから、改正の概要につきましては改正の内容になっております。それでは、こちらの資料を使って主な改正内容についてご説明をいたします。資料の一番上、条項欄では第 24 条になります。個人の町県民税において、非課税範

困が拡大されることになり、障害者や寡婦の方に加えて単身児童扶養者、いわゆる未婚のひとり親の方についても、所得が135万円以下であれば非課税となるような改正を行っております。

続きまして、すぐ下になります第34条の7になります。これはふるさと納税制度の見直しによるものですが、概要の欄のところに特例控除対象寄附金として改正しております。これは意味合い的には、総務省が認定した地方公共団体への寄附金ということになります。逆に申しますと、過度な返礼品により、総務省が認定しない市町村への寄附を行っても、この控除は受けられないということになります。

次に、今の第34条の7の5つ下になります附則第7条の3の2になります。町県民税の住宅借入金特別控除につきまして、今年10月1日から来年12月31日までに取得した住宅については、消費増税の配慮として10年間控除を受けることができていたものを、13年間控除できるよう延長しています。3年間の延長で住宅取得の消費税2%程度の金額を控除できる改正になっています。

続きまして、資料の裏面をご覧ください。上から5番目になります、附則第16条の改正になりますが、こちらは環境性能が良い軽自動車に関しましては、初年度の軽自動車税をグリーン化特例として減額して課税しております。それを、現行制度を2年延長する改正になっています。また、34年度以降は電気自動車と天然ガス自動車のみがグリーン化特例の対象になります。そして、今のまた4つ下になります附則第15条の6になります。これは、今年の10月1日から新しく軽自動車取得時に課税される環境性能割という新制度になりますが、消費増税に配慮し、来年9月30日までに取得した軽自動車につきましては1%減額する措置がとられております。

東彼杵町税条例の主な改正の説明については以上になります。その他、ご説明しなかった部分につきましても、地方税法の改正に併せて規定の整備を行ったものになります。なお、施行日につきましては、平成31年4月1日になりますが、資料の条項の部分に※印で施行日が記載してあるものは、記載日付が施行日になります。

東彼杵町税条例等の一部を改正する条例につきましての報告は、以上になります。

続きまして、報告第2号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。こちらにつきましても、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月29日に公布され、4月1日に施行されることに伴い、東彼杵町国民健康保険税条例についても改正を行い、3月31日付で専決処分したものです。

改正の内容については、先ほどと同じように、資料の東彼杵町国民健康保険税条例の改正概要をご覧ください。こちらでご説明をいたします。まず、第2条、国民健康保険税医療分の課税限度額を58万円から61万円に3万円引き上げる改正を行っております。そして第23条につきましては、国民健康保険税の均等割と平等割を5割軽減と2割軽減する制度がございますが、判定所得につきまして、被保険者数に乗する金額をそれぞれ28万円と51万円に拡充する改正を行っております。これらの改正につきましては、施行日は平成31年3月31日になります。

東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する報告は、以上になります。よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構造光君）

それでは、東彼杵町介護保険条例の一部を改正しましたので報告いたします。

改正の理由としましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、10月の消費税率10%への引き上げに併せ、今回改正を行うものです。報告第3号の新旧対照表をお願いいたします。旧の第2条の第2項の2行目の平成30年度から平成32年度までの各年度を、新で平成30年度に改め、3行目の、とする。を、新の3行目、とし、平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万4300円とする。に改めます。次に、新設として、第3項、読み上げます。前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中24,300円とあるのは、4万500円と読み替えるものとする。

第4項も新設です。前2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中2万4300円とあるのは、4万6980円と読み替えるものとする。

内容としましては、介護の所得段階は9段階に分かれております。今回の改正で、第1段階から第3段階について改正するものです。第1段階が、基準額かけることの0.5を基準額かけることの0.375にすることによって8100円の減額となります。第2段階が、基準額かける0.75を基準額0.625となりまして8100円の減額となります。第3段階、基準額0.75が基準額かけることの0.725となりまして1620円の減額となります。これは年額の金額となります。

戻っていただいて、附則1、この条例は、平成31年4月1日から施行する。附則2、この条例による改正後の東彼杵町介護保険条例第2条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第1号、報告第2号、報告第3号を終わります。

日程第15 報告第4号 専決処分に関する報告について

(平成30年度東彼杵町一般会計補正予算(第11号))

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第15、報告第4号専決処分に関する報告について（平成30年度東彼杵町一般会計補正予算(第11号)）を議題とします。本件について、説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第4号について説明をさせていただきます。平成30年度東彼杵町一般会計補正予算が、歳入歳出それぞれ6631万3000円を減額、予算の総額をそれぞれ48億4000万円とするものでございまして、主な内容でございますが、下水道事業基金積立金5100万円が歳出となっております。歳入としましては、地方交付税の交付額の確定に伴う交付税が5527万3000円等を追加計上させていただいております。以上でございます。詳細については、税財政課長に説明させます。

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、ご説明いたします。報告第4号平成30年度東彼杵町一般会計補正予算（第11号）は、先の町議会定例会後において、歳入歳出の見込額に増減が生じたものについて、地方自治法第180条第1項の規定により、予算の補正を専決処分で行ったものです。

それでは、内容について説明いたします。資料の28ページをご覧ください。このページ以降歳出の部分になります。28ページ、2款1項5目財産管理費の25節積立金、ふるさと創生事業基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金や決算余剰金見込などで7236万円の積立を行うため、予算不足額2099万5000円を追加計上しております。また、決算余剰金によります庁舎整備基金積立金1200万円も新規計上しております。

次に46ページをお願いします。8款5項2目公共下水道費、25節積立金。こちら下水道事業基金積立金へ5100万円を余剰金より新規計上しております。

また、飛びまして49ページ、10款1項2目事務局費、25節積立金。こちらにつきましても教育文化施設整備基金積立金へ3000万円を余剰金より新規に計上しております。

歳出に関しましては、今説明したほかは事務、事業の実績により残額の減額整理を行ったものになります。

続きまして8ページをお願いします。歳入になりますけれども、1款1項1目個人町民税639万8000円を、9ページの2項1目固定資産税556万5000円を、共に決算見込により増額計上しております。

10ページをご覧ください。6款1項1目地方消費税交付金につきましては、交付実績により455万2000円増額計上しております。

次に14ページをご覧ください。11款1項1目地方交付税は、交付税の確定に伴い普通交付税を250万7000円、特別交付税を5336万6000円を追加で計上しております。なお、今年度の特別交付税総額は1億3630万7000円となり、昨年度より917万5000円の増額となっております。

24ページをご覧ください。18款1項4目ふるさとまちづくり応援寄附金になります。収入見込により2959万9000円増しており、総額では1億800万円のふるさと納税の収入を見込んでおります。その他の収入につきましても交付額の確定や実績等に基づき増減を行っております。

続きまして、5ページをご覧ください。地方債につきましても補正を行っておりますので、詳細につきましてはこちらの表でご確認をお願いいたします。最後に戻っていただいて、1ページから4ページは歳入歳出の積み上げになり、合計では6631万3000円を減額しています。本年度の最終予算額は48億4000万円になり、対前年度比では5.8%の

減、3億37万6000円になっております。

平成30年度東彼杵町一般会計補正予算（第11号）の報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明を終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第4号を終わります。

日程第16 報告第5号 専決処分に関する報告について  
（平成30年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第3号））

日程第17 報告第6号 専決処分に関する報告について  
（平成30年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第1号））

日程第18 報告第7号 専決処分に関する報告について  
（平成30年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号））

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第16、報告第5号専決処分に関する報告について（平成30年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））、日程第17、報告第6号専決処分に関する報告について（平成30年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））、日程第18、報告第7号専決処分に関する報告について（平成30年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号））、以上3件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第5号、説明をいたします。平成30年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7272万1000円とするものでございます。これは、一般会計繰入金等の実績により減額計上し、前年度繰越金を追加計上したものであります。併せて、基金繰入金を1000万円減額して、基金積立金が4000万円を計上いたしております。

次に、報告第6号でございます。平成30年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。この予算も、歳入歳出それぞれ3万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1196万7000円とするものでございまして、一般会計繰入金を実績により122万3000円減額をいたしております。また、前年度繰越金119万円を追加計上させていただいており、財源更正を行ったものでございます。

次に、報告第7号でございます。平成30年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。これも歳入歳出それぞれ5262万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億558万7000円とするものでございまして、これは、決算剰余金による介護保険基金積立金として2697万6000円を追加計上いたしております。また、歳入では、国庫支出金2162万3000円等になっておりまして、こういう形で計上させていただいております。それぞれ詳細につきましては報告第5号、第6号、第7号を健康ほけん課長に説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構造光君）

まず、報告第5号、平成30年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分を、本年3月31日付で、総じて実績に合わせるための補正を行いましたので、内容について、町長に代わりまして説明します。

10ページの歳出をお願いします。1款1項1目一般管理費、12節役務費につきましては、70万円の減額を計上しております。これは、健康保険証の発送を簡易書留から普通郵便に変更したためです。

11ページをお願いいたします。2款1項1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費、3目一般被保険者療養費。これにつきましては、実績に合わせまして、それぞれ2200万円、770万円、70万円を減額しております。5目審査支払手数料は財源更正であります。

12ページをお願いします。2款2項1目19節一般被保険者高額療養費につきましても、実績見込みを出しました結果、減が見込まれるため300万円を減額計上しています。2款2項2目19節の退職被保険者等高額療養費につきましても、同様に250万円の減額計上しております。

13ページをお願いします。3款1項1目一般被保険者医療給付費につきましては財源更正であります。

14ページをお願いいたします。5款1項2目19節負担金補助及び交付金につきましては、人間ドック検診受診者減に伴い、150万円を減額計上しています。195人の予算に対しまして、131人が受診をしております。

15ページをお願いいたします。5款2項1目13節、特定健康診査委託料につきましては、受診者減に伴い150万円を減額計上しています。集団が700人が624人、個別は逆に300人が301人となっております。

16ページをお願いします。6款1項1目25節、国民健康保険財政調整基金積立金につきましては、4000万円を追加計上しました。積立残高は、計の2億1682万円となります。

戻っていただいて、5ページの歳入をお願いします。1款1項2目退職被保険者等保険税130万円の減額補正であります。最終収入額を見込み、減額するものです。これは、人数が21名から4名に変わったものです。

6ページをお願いいたします。4款1項1目保険給付費等交付金が確定したため、1節普通交付金につきましては、3752万1000円を減額計上、2節特別交付金につきましては、2249万2000円を追加計上しております。これは、主に保険者努力支援とか特別調整交付金、それから2号繰入金、国民健康保険の給付費、特定健康診査特別交付金が思った以上に県の方から追加計上がありましたので、それで追加しております。

続きまして7ページをお願いいたします。6款1項1目一般会計繰入金につきましては、平成30年度分が確定により、総額で424万6000円を減額計上しております。

8ページをお願いいたします。6款2項1目、国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、取り崩す必要がなくなったため、1000万円を減額計上しました。

9 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目繰越金、3097 万 5000 円の追加補正であります。補正の財源とするため留保しておりましたが、今回追加補正するものです。平成 30 年度から、県と市町が共同保険として運用することになり、納付金及び保険給付費が明確でなかったため、平成 29 年度の徴収の差額分を積立せず繰越金として財源を確保していたため、このような積み残しができませんでした。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、及び 3 ページから 4 ページ事項別明細書につきましては、ただいまのご説明しました補正の積み上げでございますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

報告第 6 号をよろしくお願いいたします。平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分を、本年 3 月 31 日付で行いましたので、町長に代わりまして説明します。今回の補正は、総じて歳入では収入実績に、歳出では支出実績に合わせる補正予算を専決処分しております。

7 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費の 8 節報償費を、歳入の繰入金と繰越金の財源調整のため 3 万 3000 円を減額計上しました。

8 ページから 10 ページにつきましては、財源更正です。

戻っていただいて、歳入の 5 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目一般会計繰入金を実績に合わせて、122 万 3000 円の減額を計上しました。

6 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目 1 節繰越金、119 万円の追加補正であります。今回補正の財源とするため、留保しておりました繰越金を追加補正するものであります。

戻っていただいて、1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書はこれまでの説明の積み上げですので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして報告第 7 号をよろしくお願いいたします。平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分を、本年 3 月 31 日付で行いましたので、町長に代わりまして説明します。今回は、総じて歳入では収入実績に、歳出では支出実績に合わせる補正予算を専決処分しております。

12 ページの歳出をお願いします。2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費につきましては、実績をもとに精査し、平成 30 年度の額が確定したため 3800 万円を減額計上しています。2 款 1 項 3 目地域密着型介護サービス給付費も同じく 1850 万円の減額です。2 款 1 項 5 目施設介護サービス給付費 80 万円の減額です。2 款 1 項 7 目居宅介護福祉用具購入費 60 万円の減額です。2 款 1 項 8 目居宅介護住宅改修費 150 万円の減額です。2 款 1 項 9 目居宅介護サービス計画給付費 400 万円の減額となりました。これは主に、どの項目も予定の当初予算で計上していた件数よりも減っております。こういう計上になりました。

14 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費 250 万円の減額、2 款 2 項 3 目地域密着型介護予防サービス給付費 80 万円の減額、2 款 2 項 5 目介護予防福祉用具購入費 30 万円の減額、2 款 2 項 6 目介護予防住宅改修費についても 150 万円の減額です。これも件数の減による変更であります。

15 ページをお願いいたします。2 款 4 項 1 目高額介護サービス費につきましても、実績をもとに

精査し 270 万円を減額しております。これは 1,440 件の予定でありましたが、1,048 件となり 392 件が減となっております。

16 ページをお願いいたします。2 款 5 項 1 目高額医療合算介護サービス費につきましても実績をもとに精査し、30 万円を減額しております。予定は 68 件で、60 件で 6 名の減です。

17 ページをお願いいたします。2 款 6 項 1 目特定入所者介護特別サービス費につきましても、実績をもとに精査し、50 万円を減額しております。これも 864 から 833 となり、31 件の減でございます。

18 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金につきましては、高齢者の増加等に対応するため、余力があるときに積立を実施するもので、2697 万 6000 円を積み立てています。今の基金の残高は 2 億 3181 万 3000 円でございます。

19 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費につきましては、賃金、需用費、訪問介護予防サービス費につきましては、実績をもとに総額 500 万円を減額しております。

20 ページをお願いいたします。5 款 2 項 2 目総合相談事業費につきましては、給料、職員手当等につきまして 96 万円を減額、5 款 2 項 6 目社会保障充実費、委託料につきましても 80 万円を減額しております。

21 ページをお願いいたします。5 款 3 項 1 目介護予防支援事業費、臨時雇賃金につきましては、84 万円を減額しております。

戻っていただいて、歳入の 5 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目、国庫の介護給付費負担金につきましては、歳出の方で額の最終確定を行ったため 1393 万 5000 円を減額計上しました。

6 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目調整交付金につきましても 576 万円を減額計上、3 款 2 項 2 目地域支援介護予防事業交付金につきましても 125 万円の減額、3 款 2 項 3 目地域支援包括任意事業交付金につきましても 67 万 8000 円を減額計上しています。

7 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目、支払基金交付金から介護給付費交付金につきましては、給付費額の最終確定により 1944 万円を減額計上、4 款 1 項 2 目も同じく 135 万円を減額計上しています。

8 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目、県負担分の介護給付費負担金につきましても、最終額の確定により 946 万 5000 円を減額計上しています。

9 ページをお願いいたします。5 款 3 項 1 目、県補助金の地域支援介護予防事業交付金につきましても 62 万 5000 円、5 款 3 項 2 目、県補助金の地域支援包括任意事業交付金につきましても 33 万 9000 円を減額計上しています。

10 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は介護給付費繰入金 900 万円の減額、2 目地域支援介護予防事業繰入金 62 万 5000 円の減額、3 目地域支援包括任意事業繰入金は 33 万 9000 円の減額を計上しています。

11 ページをお願いします。8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、今回の補正の財源として、前年度繰越金 1018 万 2000 円を追加計上しました。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、ただいま説明しました補正の積み上げでございますので、説明を省略させていただきます。



以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明を終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第5号、報告第6号、報告第7号を終わります。

日程第19 報告第8号 専決処分に関する報告について  
(平成30年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第4号))

日程第20 報告第9号 専決処分に関する報告について  
(平成30年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算  
(第3号))

日程第21 報告第10号 専決処分に関する報告について  
(平成30年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第4号))

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第19、報告第8号専決処分に関する報告について（平成30年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））、日程第20、報告第9号専決処分に関する報告について（平成30年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））、日程第21、報告第10号専決処分に関する報告について（平成30年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））、以上3件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第8号について説明をいたします。平成30年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出それぞれ430万円を減額いたしてございまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4327万2000円とするものでございます。歳出につきましては、業務費の370万円の減、それから歳出の減額に伴い、一般会計繰入金を310万円減額しているのが主なものでございます。

次に、報告第9号でございます。平成30年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。これにつきましても、歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1107万1000円とするものでございます。歳出につきましては、主に業務費60万円を減額計上、それから歳入につきましては、一般会計繰入金60万円を減額計上したものが主なものでございます。

次に、報告第10号専決処分に関する報告について（平成30年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））でございます。これも、歳入歳出それぞれ787万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8087万5000円とするものでございます。補正の主な内容は、ここに記載いたしてありますとおり、歳出については工事請負費の230万円の減額、歳入につきましては、一般会計繰入金の847万円減額したものが主なものでございます。詳細につきましては、水道課長に説明させます。よろしくお願いいいたします。水道課長。

## ○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

## ○水道課長（氏福達也君）

報告第8号からご説明いたします。平成30年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、3月31日に専決処分いたしましたので、詳細についてご説明いたします。

まず歳出の方からご説明いたします。8ページをご覧ください。1款2項1目排水費でございますけれども、11節需用費につきましては、修繕費を110万円減額しております。主には、西部のマンホールポンプの水位計でありますとか処理場の計装機器類の修繕等を行いましたけれども、想定として見込んでおりました金額よりも実績額として少額で納まりましたので、110万円の減額としております。13節委託料につきましては、処理施設の運転管理業務保守点検業務の委託料でございますが、これは、入札による執行残でございます。15節工事請負費につきましては、新規公共マス設置工事が15万円の減額、管路関連の道路補修工事ということで65万円の減額ということで、合計80万円の減額ですけれども、これにつきましては、双方とも当初想定として見込んでおりました工事につきまして、実績として上がってきませんでしたので執行残として減額しております。

続きまして9ページをご覧ください。2款1項1目建設費でございます。15節工事請負費として60万円の減額としております。これは、きのくに子どもの村学園の町道配管によります開削工事ありますとか、西部地区、中尾地区の更新工事を今実施をしておりますけれども、この工事請負費の実績によります執行残として60万円を減額しております。

続きまして歳入をご説明いたします。6ページをご覧ください。4款1項1目一般会計繰入金でございますけれども、一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の実績額の調整をいたしまして、310万円を減額しております。

7ページをご覧ください。7款1項1目下水道事業債でございますけれども、集落排水事業債として120万円を減額しております。これにつきましては、当初、農業集落排水事業の更新事業につきましては、実施設計業務を主として事業計画をしておりましたけれども、これの入札差金が当初見込みよりもかなり多額に出たものですから、事業費の消化の方法としまして、続きます経済効果算定業務を併せて発注をしております。しかしながら、この経済効果算定業務につきましては、補助事業の対象にはなりませんけれども、下水道事業債の対象外の業務でございますので、この金額に対する下水道事業債として対象になりませんので、減額をしております。これが120万円の減額です。

続きまして3ページをご覧ください。第2表の地方債補正ですけれども、下水道事業債といたしまして、210万円を90万円の借入れということで補正をいたしております。

1ページ目から2ページの第1表と4ページ、5ページの事項別明細については、今ご説明した内容の積み上げですので、説明を省略させていただきます。

続きまして、報告第9号平成30年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）のご説明をさせていただきます。これにつきましても、3月31日専決処分をいたしておりますので、詳細を説明します。

歳出からご説明いたします。6ページをご覧ください。1款2項1目排水費でございますけれども、11節需用費につきましては30万円の減額をしております。これは修繕費の減でございますけれども、

ども、実績といたしまして、マンホールポンプの水位計ですとか、西部地区処理場の計装機器類の修繕をいたしておりますけれども、当初想定金額よりも減額いたしましたので、30万円減額しております。13節委託料につきましては、処理施設の運転管理業務の保守点検業務委託料ですけれども、30万円の減額。これは、入札による執行残でございます。

続きまして歳入の説明をいたします。5ページをご覧ください。4款1項1目一般会計繰入金ですけれども、一般会計繰入金につきましては、先ほどご説明しました歳出の金額と調整をいたしまして60万円減額しております。

1ページから4ページまでの第1表及び事項別明細については、ただいまの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。

続きまして報告第10号です。平成30年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、3月31日専決処分いたしておりますので、詳細をご説明いたします。

歳出からご説明いたします。10ページをご覧ください。1款2項1目排水費でございます。11節需用費でございますけれども、これは、修繕費の減です。実績といたしましては、浄化センターの汚泥脱水機や監視装置、又は気中開閉器など修繕を行いましたけれども、当初想定いたしました金額よりも減額いたしましたので、70万円の減額をしております。13節委託料ですけれども、水質検査委託料が65万円減額、マンホールポンプの保守点検業務委託料が55万円の減額、双方とも入札による差金です。汚泥脱水ケーキ処分業務委託料の減ですけれども、これは汚泥脱水ケーキの搬出実績量に伴いまして、当初の想定よりも少なく実績が出ましたので60万円減額いたしまして、総額180万円の減額としております。15節工事請負費ですけれども、新規公共マス設置工事費の減です。これにつきましては、新規公共マスとして、当初12件見込んでおりましたけれども、実績として8件の実績でしたので、60万円の減額としております。

11ページをご覧ください。2款1項1目下水道建設費でございますけれども、3節の職員手当ですが、住居手当10万円の減額につきましては、職員の転居によるものです。時間外勤務手当の減につきましては、実績による30万円の減額、合計40万円の減額としております。15節工事請負費につきましては、舗装工事の減としておりますけれども、単独事業費として予定をしておりました舗装工事につきまして、実績として少額で済みましたので、230万円の減額としております。22節補償補填及び賠償金といたしまして170万円の減額としております。水道管移設等補償費といたしまして、これにつきましては、平成30年度の下水道事業の国庫補助の割り当てが約6割程度しかありませんでしたので、これに伴いまして工事の発注範囲を縮小しております。この関係で、町道に埋設されております水道管の移設補償の範囲が少なくなりましたので、水道管移設等補償費の減額としております。

続きまして12ページをご覧ください。3款1項2目公債費、利子ですけれども、23節償還金利子及び割引料です。下水道事業債の減と一時借入金の利子減ですけれども、一時借入金については実績がございまして、△20万円です。下水道事業債につきましても、借入実績額が当初見込よりも減っておりますので、その分の17万円の減額といたしまして、合計37万円の減額といたしております。

続きまして歳入をご説明いたします。6ページをご覧ください。1款1項1目下水道事業費負担金です。1節現年度分といたしまして、50万円の追加をいたしております。これは、平成29年度

分までの負担金の賦課分が 64 件ございます。平成 30 年度分として新規で追加しておりますのが 58 件ございますけれども、50 万円追加をしておりますのは、当初見込んでおります内容が、基本的には 3 年間の分割払いを主に計上いたしておりますけれども、申し込みの中で、分割ではなく一括で申し込まれた場合、その分が単純に追加額となりますので、この分が 50 万円の追加に繋がっております。

続きまして 7 ページをご覧ください。2 款 1 項 1 目使用料でございます。1 節現年度分の使用料ですけれども、130 万円を追加しておりますが、これは水道使用料の実績による増加分でございます。

続きまして 8 ページをご覧ください。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金でございますけれども、1 節一般会計繰入金につきましては、下水道事業費の歳出額との調整によりまして、繰入金につきまして 847 万円を減額しております。

9 ページをご覧ください。7 款 1 項 1 目下水道事業債ですけれども、公共下水道事業債といたしまして 120 万円を減額しております。内訳といたしましては、下水道工事に係る本債が 4190 万円を借入をしております、適用債といたしまして、これは来年度から公共下水道事業が公営企業適用を行うにあたりまして、今年度まで法適用に係る業務委託を実施いたしております。この業務委託に係る起債借入が 1070 万円ございまして、総額、平成 30 年度分といたしまして 5260 万円の起債借入をしております。ただ、総額といたしましては歳出の事業費の減額等もございまして、下水道事業債全体といたしましては 120 万円の減額となっております。

続きまして 3 ページをご覧ください。第 2 表の地方債補正でございます。今お話いたしましたように、公共下水道事業債といたしましては、借入を 4190 万円いたしておりますが、補正前といたしまして 4310 万円からの減額、そして公営企業会計適用債といたしましては 1070 万円の増額で合計 5380 万円を 5260 万円に減額補正をいたしております。

1 ページから 2 ページの第 1 表と 4 ページから 5 ページの事項別明細につきましては、今ご説明した内容の積み上げですので、説明を省略いたします。

以上です。よろしく申し上げます。

#### ○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 8 号、報告第 9 号、報告第 10 号を終わります。

### 日程第 22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

#### ○議長（吉永秀俊君）

日程第 22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、お手元にお配りいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は、継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

選挙後初めての臨時会でありましたが、議会構成、その他重要案件について、大変熱心に慎重審議いただきありがとうございました。会議を閉じます。

令和元年第3回東彼杵町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉 会（午後2時24分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

臨時議長 後城 一雄

議 長 吉永 秀俊

署名議員 林田 二三

署名議員 浦 富男